

## 各人権課題に対する取組 〔子ども〕 ア 現状と課題

幼児児童生徒を取り巻く環境は、少子化、核家族化、情報化、都市化（一方では過疎化）の進行など大きく変化しており、こうした変化が子ども達にも大きな影響を及ぼしています。

我が国は物質的には豊かになり、生活の利便性が向上する一方で、生活体験や自然と触れ合う機会が減少したことにより、幼児児童生徒に生命や自然に対する畏敬の念、我慢する心や物を大切に作る心が育ちにくくなっています。

また、地域の間人関係の希薄化により、各家庭が孤立しがちになり、子育てに対する不安や悩みなど精神的負担を抱え自信をもてなくなった保護者が増加するとともに、我が子に対する過保護や過干渉、放任という状況も現れています。

さらに、家庭や地域の教育力の低下によって、幼児児童生徒に対して規範意識や社会性、共生の心を育てにくい環境になっています。

少年による犯罪は、全国的に多発しており、質的にも凶悪化・粗暴化しています。また、幼児児童生徒の保護者や同居人による虐待件数や、犯罪に巻き込まれ生命を奪われたり、被害を受けたりする幼児児童生徒の数も年々増加の傾向にあります。出会い系サイトやテレクラ、援助交際という名の売買春行為や低年齢化の傾向をみせる薬物乱用など幼児児童生徒の健康や福祉を害する犯罪が多発しています。また、インターネット上では、児童ポルノ、露骨な性描写、暴力・残虐シーンなどの有害情報が氾濫しています。さらに、学校（園）をめぐるっては、校内暴力やいじめ、不登校等の問題が依然として憂慮すべき状態にあります。

幼児児童生徒の人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、日本国憲法をはじめ、児童福祉法や児童憲章、教育基本法などにおいてその基本原理や理念が示されています。また、国際的にも児童の権利に関する条約において権利保障の基準が明らかにされています。

このような状況を踏まえ、我が国では、平成6年（1994年）に「児童の権利に関する条約」を批准し、条約に対する取組を国連に報告しています。国連は、その我が国の取組に対して、平成16年（2004年）に2回目の指摘及び勧告を行いました。我が国ではこれを受け、さらに新たな取組を行っています。国内においては、平成16年に「児童虐待の防止等に関する法律」の一部を改正し、児童虐待の定義の見直しがなされるとともに、通告対象の拡大や虐待を受けた児童等に対する支援などが追加されました。

宮崎県においても、我が国の動向を踏まえるとともに、昭和52年に制定した「宮崎県青少年健全育成条例」の適正な運用などにより、幼児児童生徒が健全に成長できるような環境づくりに努めています。また、平成14年に「ひむか青少年プラン21」を策定し、「新次代を切り拓く 心豊かで たくましく 行動力に富んだ青少年」の育成を掲げ、その実現に向けて施策を推進しています。

このような状況の中で、今後、健やかに幼児児童生徒を育てていくためには、学校（園）や家庭、地域社会が互いに連携を図りながら、それぞれの教育力を高め、その力を十分に発揮することが求められます。また、大人は、幼児児童生徒を健全に育てていくことの大切さと責任を再認識し、幼児児童生徒の人権の尊重及び保護に向けた取組を積極的に推進していくことが求められています。

## イ 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、幼児児童生徒の人権意識の高揚を図るための教育を、幼（保）小中高を通じ一貫して実施することが求められます。

そのためには、各学校（園）における人権教育を充実させるとともに、幼児児童生徒の人権に配慮し、一人一人を大切にされた学校（園）・学級経営が行われる必要があります。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- 1 生命や人権を尊重する心、正義や公正さを重んじる心をもつとともに、互いの違いを受け入れることのできる幼児児童生徒の育成を図り、共に生きる社会の実現を目指すように努める。
- 2 いじめは幼児児童生徒の人権にかかわる重要な問題であり、人間として絶対に許されないとの認識のもとに、その解決を図るため、相談体制の整備・充実、研修の充実、家庭や地域社会への啓発の充実に努める。
- 3 ボランティア活動などを通じた地域社会への参加や奉仕活動、自然との触れ合いなどの体験活動を通して、人権尊重の精神の涵養、社会の一員としての役割の自覚を促し、心豊かな幼児児童生徒の育成を目指す。
- 4 幼児児童生徒一人一人の生活環境を十分に把握し、それぞれの発達段階に応じた豊かな人権感覚を身に付けさせるための適切な指導を行う。
- 5 学校（園）の取組を公表したり、幼児児童生徒と保護者が一緒になって取り組む活動を工夫したり、保護者や地域の人々との意見交換をする場を設定したりするなど、学校（園）・家庭・地域社会が連携し、共に育てていくという視点に立ち、幼児児童生徒の人権を尊重し、生命や安全を守るための取組を行う。
- 6 幼児児童生徒の豊かな人間性や社会性を育み、一人一人が人間関係を築く能力やコミュニケーションの技能、他の人の立場に立って考えられるような想像力を身に付けるための多様な体験的な活動を、学校（園）の実態等に応じて積極的に取り入れる。その際、事前指導や事後指導を工夫し、その取組がイベント的なものに終わることなく計画的・系統的に取り組む必要がある。
- 7 教職員は幼児児童生徒の意見をしっかり受け止めて聞く、明るくていねいな言葉で声をかけるなど、一人一人の大切さを自覚し、一人の人間として接するという態度をもって指導していく必要がある。特に、不登校（傾向）のある幼児児童生徒には、このような配慮が求められる。
- 8 教職員は、いじめや暴力をはじめ他の人を傷つけるような問題が発生したときは、これらの行為を見過ごすことなく、学校（園）全体として適切かつ毅然とした指導を行い、正義が貫かれるような学校（園）・学級にしていかなければならない。
- 9 教職員は校内研修や校外研修、自己研修等を通じ、人権尊重の意識を高め、自分自身の人権感覚を磨くなど、資質の向上を図ることが求められる。
- 10 教職員は人権尊重の理念について十分に認識し、幼児児童生徒一人一人が大切にされていることを自ら実感できるような環境づくりに努める必要がある。その際、教職員による自らの言動が、幼児児童生徒の人権を侵害することのないように常に意識しておかなければならない。

## 〔女性〕

### ア 現状と課題

女性の地位向上は我が国のみならず世界各国に共通した人権課題となっており、国連において昭和50年(1975年)を「国際婦人年」と定め、これに続く10年間を「国連婦人の10年」として位置付け、女性の問題に関する認識を深めるための活動が各国に推奨されました。

さらに、昭和54年(1979年)には「女子差別撤廃条約」の採択(日本は昭和60年に批准)、平成5年(1993年)には「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されるなど、女性の地位向上に向けた様々な取組が国際的な規模で行われています。

我が国においても、こうした国際的な動向にも配慮しながら、男女共同参画社会の実現を目指して様々な取組がなされています。

まず、日本国憲法においては、法の下での平等について規定し、性別により政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない(第14条)と定めるとともに、家族関係における男女平等について明文の規定(第24条)を置いています。

また、平成11年には「男女共同参画社会基本法」が施行され、平成12年には「男女共同参画基本計画」、平成17年には「男女共同参画基本計画」(第2次)が策定されました。さらに、ストーカー行為やドメスティック・バイオレンス(DV)を規制する法律も整備されました。

宮崎県においても平成13年に、男女共同参画社会づくりの推進拠点となる宮崎県男女共同参画センターを開設、平成14年に「みやざき男女共同参画プラン」の策定、平成15年に「宮崎県男女共同参画推進条例」を施行するなど、積極的に取組を推進しています。

平成15年に行われた県の「人権に関する県民意識調査」によると、「人権侵害を受けた」と回答した人の割合は29.7%となっており、その理由に関しては「女性であること、男性であること」が26.3%と最も多い回答となっています。

さらに、「女性に関する人権上の問題」では、「育児、家事、介護などを男女が共同で担うことができる社会の仕組みの未整備」が44.5%、「職場における採用、賃金、配置、昇進などでの格差」が38.5%、「男女の固定的な役割分担意識」が33.1%、「DV」が29.9%、「セクシュアル・ハラスメント」が24.8%という結果が出ています。このような状況に対して、県民が望んでいる女性の人権問題の取組については、「男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する」が58.8%と最も高い回答となっています。

平成17年度に実施した宮崎県の「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」では、男女の平等感について、家庭生活、職場、慣習等の多くの分野で「男性優遇」という結果が出ており、「男女は平等になっている」と感じる割合は1割程度にとどまっています。

このように、社会生活の様々な場面において、女性が不利益を受けることが少なからずあります。さらに、DVや性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する人権侵害が大きな社会問題となっており、まだまだ男女共同参画社会が実現されているとは言い難い状況にあります。

このような状況は、今後、社会が発展していく上で大きな障がいとなる問題です。女性と男性が互いに人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる「男女共同参画社会」の実現を目指した取組を、今まで以上に積極的に推進していくことが求められます。

## イ 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした男女平等の意識を確立するため、男女平等を推進する教育の充実を図ることが求められています。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- 1 男女が互いの人権を尊重し、一人一人の個性と能力を発揮できるような学校（園）・学級経営を推進する。
- 2 一人一人の自立の意識を育み、男女平等の理念を推進する教育の充実を図る。
- 3 女性が精神的、身体的及び社会的に、より自分らしく生きていけるような社会を実現するために、男女が共に相手を正しく理解し、認識を深めるための教育を推進する。
- 4 女性の人権について正しい知識と理解を深めるために、関係機関と連携した教育を推進する。
- 5 幼児児童生徒が性別役割分担意識をもつことなく、仕事と育児・介護が両立する社会を築くことの重要性が理解できるような教育を推進する。
- 6 学校（園）の教育活動全体を通して、進路指導やキャリア教育の内容の充実を図り、幼児児童生徒の望ましい職業観・勤労観を育み、一人一人の能力や適性を生かすことのできる指導の充実を図る。
- 7 養護教諭との連携の下、人間尊重及び男女平等の精神に基づく性教育の指導の充実を図る。その際、学校（園）だけでなく、家庭や地域社会、関係機関との連携を図りながら、女性の人権や、互いの性に対する正しい理解や認識を深めていく必要がある。
- 8 DVやセクシュアル・ハラスメントなど女性を取り巻く様々な社会問題の現状と課題を把握し、女性の人権確立のための正しい理解と認識を深めるための研修を積極的に推進していくことが求められる。

## 〔高齢者〕

### ア 現状と課題

高齢化は、世界的な規模で急速に進んでいます。各国が高齢化社会の到来に備えた各種の取組を具体化することを目的として、平成4年（1992年）の国連総会において、平成11年（1999年）を「国際高齢者年」とする決議が採択されました。我が国では、平均寿命の伸びや少子化の進行等に伴い高齢化が急速に進んでおり、平成26年には4人に1人が65歳以上の高齢者という本格的な高齢社会を迎えると予測されています。本県では、全国平均より5年ほど早く高齢化が進んでおり、平成16年10月1日現在の高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の割合）は22.8%となっています。

このような中、高齢者に対する身体的・精神的な虐待、介護を要する高齢者に対する不適切な処遇、判断能力の不十分な高齢者に対する詐欺商法等による財産侵害などの問題が出てきています。

そこで、国においては、平成7年に「高齢社会対策基本法」を制定するとともに、翌平成8年に「高齢社会対策大綱」を定め、各種の対策を進めてきました。そして、平成13年には、より一層の対策を推進するため新しい「高齢社会対策大綱」を閣議決定し、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会づくりを推進しています。また、平成18年4月からは、高齢者を虐待から守る「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されます。

本県においては、平成18年3月に策定した「第四次宮崎県高齢者保健福祉計画・第三期宮崎県介護保険事業支援計画」に基づき、高齢者の社会参加の促進や地域が一体となって高齢者の自立した生活を見守り、支え合う取組等を推進することにしています。

今後、学校（園）・家庭・地域社会においては、高齢者の人権に配慮しながら積極的に高齢者と交流し、共に学び合うことを通じて、高齢者の生き方や願いを共有し、互いを認め合う人間関係づくりを目指す必要があります。

### イ 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、高齢化の進展を踏まえ、学校教育活動全体を通じて、高齢者の人権についての理解を深めながら高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進することが求められます。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- 1 高齢者に対する差別や偏見の問題に気付かせるとともに、自分自身の課題としてとらえることができるようにする。
- 2 幼児児童生徒が高齢者と交流をする中で、相互理解や連帯感を深めるようにする。その際、できるだけ高齢者のもつシニアパワー（優れた知識・技能、経験等）が生かせるような場を設定する。
- 3 「敬老の日」「老人の日・老人週間」の行事を通じ、幼児児童生徒が高齢者の福祉について関心と理解を深めることができるようにする。
- 4 教職員は、高齢者の人権にかかわる研修を深め、家庭・地域社会と連携・協力を図りながら指導を充実する。

## 〔障がいのある人〕

### ア 現状と課題

我が国は障がいの有無にかかわらず、国民だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指しています。そのためには、障がいに対する正しい理解と認識を深め、障がいのある人が差別されることがない社会の実現に努めるとともに、自立と社会参加に向けた支援を行うことが必要です。

宮崎県は、障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援や、乳幼児期から卒業後まで一貫して計画的に療育や教育を行うために、平成18年3月に「みやざき特別支援教育プラン」を策定しました。

今後は、一人一人の能力を最大限に伸ばし、それぞれの主体的な自立や社会参加の基盤となる「生きる力」を培うとともに、交流教育や共同学習を積極的に進める必要があります。

### イ 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、幼児児童生徒が障がいのある人にかかわる人権上の問題に主体的に気付くことが必要です。そのためには、障がいのある人に対する理解を深め、思いやりの心を育むとともに、ボランティア等の体験活動への参加を促進し、障がいのある人との交流など多様な学習の機会を充実していくことが大切です。

特に、障がいのある幼児児童生徒との交流は、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことを学ぶ場としてとらえることが大切です。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- 1 障がいを正しく理解することにより、障がいのある人の問題を社会全体の課題として認識し、共に解決していこうとする態度を育成する。
- 2 一人一人の違いを個性としてとらえ、認め合い、障がいのある人に対する差別や偏見の問題を解決していく実践力を身に付けるため、共に生きる社会の実現を目指す態度を育成する。
- 3 障がいのある人自身の進路に関する自己選択や自己決定を尊重し、その思いや願いを共有、共感することを通して、支援やネットワークの活動に積極的にかかわる態度を育成する。
- 4 障がいのある人の社会参加を実現していくために進路指導を充実させ、社会の中で互いの生き方を認め合う人間関係づくりに取り組む。

## 〔同和問題〕

### ア 現状と課題

昭和40年に出された「同和対策審議会答申」では、「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、特に、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないというもっとも深刻にして重大な社会問題である。」と定義しました。そして、その答申の中で「同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、国民的課題である。」とし、その趣旨を踏まえて関係法令が整備され、同和対策事業が進められました。

昭和44年「同和対策事業特別措置法」、昭和57年「地域改善対策特別措置法」、昭和62年「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「地对財特法」という。）」を制定し、数々の施策を推進してきました。

このような状況の中、平成8年に「地域改善対策協議会意見具申」が出されました。これまでの特別対策により生活環境の改善をはじめとする物的面での較差は大きく改善されましたが、この具申では「今後の主要な課題は、依然として存在している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、教育、就労、産業等の面でお存在している較差の是正、差別意識を生む新たな要因を克服するための施策の適性化である。」と指摘しました。また、「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべき」と提言しました。

これを受けて、平成9年、地对財特法はその対象とする事業を絞り込み、さらに5年間の延長で平成14年3月31日までに事業を終了し、今後は一般対策の中で対応することになりました。

宮崎県においても、同和問題の早期解決に向けて同和対策事業を推進し、その結果、生活環境などの物的な面においては相当程度改善が進みました。

教育については、昭和52年に「宮崎県同和教育基本方針」を策定（昭和62年改定）し、教育基本法の理念のもとに、真に差別をなくしていく意志と実践力とをもった児童生徒の育成を目指して、すべての学校（園）及び地域社会において人間の尊厳、人権の尊重を基調とする教育活動を積極的に展開してきました。

啓発については、宮崎県人権啓発推進協議会や宮崎県人権啓発協会が中心となって、講演会の開催、資料の作成・配布などの様々な啓発活動を積極的に展開するなど同和問題の早期解決に向けた人権意識の高揚に努めてきました。

同和問題を解決することは、同和地区の人々の基本的人権を保障することです。そのためには、すべての国民が今日の社会に根強く残っている不合理や偏見に気付き、互いの基本的人権を大切に自分自身の課題としてとらえ直すことが必要です。

同和問題をはじめとする様々な差別の不当性を国民一人一人が認識し、差別の撤廃に向けてそれぞれの立場で努力することは、国民の果たすべき責務として当然のことと言えます。国民一人一人が同和問題と真摯に向き合い、解決のために主体的に取り組むことによって、初めて解決が可能になるのです。

## イ 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、幼児児童生徒の発達段階及び学校（園）や地域の実情を踏まえ、学校（園）が相互に連携を図り、全教育活動を通して同和問題についての正しい知識を身に付け、基本的人権を尊重する意識や態度を育成し、同和問題の解決を図るための実践力を養うことが求められます。

さらに、同和問題の解決を図るための意志と実践力に富んだ指導者の養成や研修の充実に努める必要があります。

指導においては、以下の内容に配慮することが必要です。

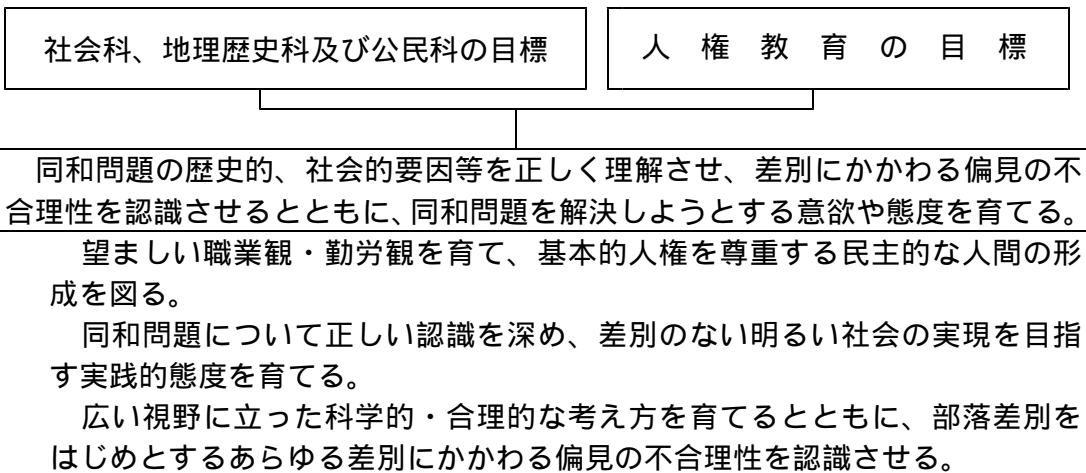
- 1 社会科、地理歴史科及び公民科は同和問題との関連が強く、適切な指導が必要である。小学校第6学年、中学校、高等学校、特別支援学校の教科書で、同和問題に関する内容を取り上げている。したがって、教師は、教科書表記の変遷を踏まえつつ、同和問題に対する正しい知識と認識をもち、同和問題を解決するための意志と実践力とをもちた児童生徒の育成に努めなければならない。
- 2 社会科、地理歴史科及び公民科の学習指導においては、教科の目標と人権教育の目標とのかかわりを明確にし、児童生徒の発達段階を十分考慮した指導が必要である。

社会科、地理歴史科及び公民科の究極のねらいは、児童生徒に、国際社会に生きる民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養うことである。

公民的資質とは、民主的、平和的な国家・社会の形成者としての自覚をもち、自他の人格を互いに尊重し合うこと、社会的義務や責任を果たそうとすること、社会生活の様々な場面で多面的に考えたり、公正に判断したりすることなどの態度や能力のことである。

こうした公民的資質は、人権尊重の理念を生かすためには不可欠なものである。

### (1) 社会科、地理歴史科及び公民科における同和問題に関する基本的な考え方



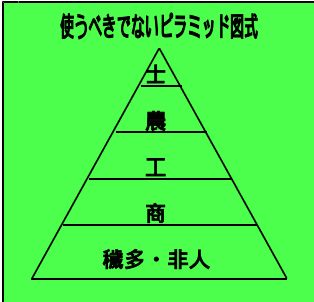


(2) 指導計画作成上の手順

社会科、地理歴史科及び公民科の目標と同和問題との関連を明らかにする。	基本的人権の尊重にかかわるねらいや内容は、人権教育の基本理念であり、社会科、地理歴史科及び公民科の目標と共通するものであることを明確にして、ともにねらいが達成されるよう配慮する。
人権教育の目標と照らし合わせて指導内容を見直す。	同和問題や望ましい職業観・勤労観に関する指導内容については、人権教育の目標と照らし合わせて、精選する。
学年別単元一覧表を作成する。	各単元や分野間の関連を図るとともに、同和問題に関する内容を整理し、単元一覧表を作成する。
年間指導計画を作成する。	同和問題に関する内容について、単元名、目標、指導時数、学習内容、資料等を明らかにし、同和問題の指導が適切に行われるよう、児童生徒の発達段階を考慮して指導計画に位置付ける。

(3) 指導に当たっての留意点

全職員の共通理解に立って指導すること。	人権教育は広い視野に立って、学校における全教育活動を通して進められるべきものである。そのためには、学校における人権教育の基本的立場を踏まえ、学級においても、日頃から学級の望ましい人間関係の醸成を図り、社会科、地理歴史科及び公民科における同和問題に関する指導内容の正しい理解と認識が深められるようにすることが大切である。
全職員が研修を深め、指導に積極的にかかわること。	社会科、地理歴史科及び公民科の教師だけでなく、全職員を対象に同和問題について識見を高めるための研修を行い、同和問題に関する指導内容や指導方法についての理解を深める。
学校や地域、さらには児童生徒の実態に応じて指導すること。また、教科書の記述に基づいて指導すること。	学校や地域の特性を十分考慮するとともに、児童生徒の実態や発達段階に即して、教科書の記述内容に基づいて、偏った資料ではなく、適切な資料をもとに指導する。その際、児童生徒が興味本位に受け止めることのないよう事実に基づいて指導し、差別事象を誇張したり、歪曲したりすることのないように配慮する。

	<p>「士農工商穢多・非人」という表現については、もともと江戸時代の文献に見出すことのできない身分制度であることから教科書では扱われておらず、ピラミッド型の図式で指導しないようにする。</p> 
<p>部落史の研究成果を踏まえ歴史を総合的にとらえる学習にすること。</p>	<p>差別されてきた人々の生活の悲惨さを強調するのではなく、文化や生産など社会に貢献してきた生き方に視点を当てた学習内容とする。</p>
<p>同和問題を江戸時代の歴史の中に埋没させず、近現代も含めて歴史の流れの中でとらえさせ、同和問題が現在も続いている問題であることを理解させること。</p>	<p>特別に取り出して「特殊な歴史」扱いにしない。 結婚差別や就職差別、差別発言や差別落書き等、今なお残っている部落差別に対して、正しい理解と認識を深める。 特に、賤称語については、現在もこの言葉で深く傷つけられている人々がいて、この言葉は差別をなくすためにのみ使うことを許されるものであり、相手を攻撃したり冗談で使ったりすることは許されないものであることを理解させる。</p>
<p>同和問題を自分の問題としてとらえ、正しく判断し行動すること。</p>	<p>現在も差別されている人々の思いや願いを理解し、同和問題を解決するために何ができるか判断し、実践していこうとする態度を養う。</p>

同和問題の解決を目的とした研修では、宮崎県教育委員会が発行している下記の資料を積極的に活用して下さい。

- 「同和教育基本資料 同和教育推進のために 」(平成12年3月)
- 「人権教育指導資料 小学校指導展開例 」(平成19年3月)
- 「人権教育指導資料 中学校指導展開例 」(平成19年3月)
- 「人権教育指導資料 高等学校指導展開例 」(平成19年3月)
- 「人権教育指導資料 社会教育 」(平成19年3月)

## 〔アイヌの人々〕

### ア 現状と課題

アイヌの人々は、少なくとも中世末期以降の歴史の中では、当時の「和人」との関係において、北海道に先住していた民族であり、現在においてもアイヌ語等をはじめとする独自の文化や伝統を有しています。しかし、アイヌの人々の民族としての誇りの源泉であるその文化や伝統は、江戸時代の松前藩による支配や、明治維新後の北海道開拓の過程における同化対策などにより、十分な保存や伝承が図られていないとは言えない状況にあります。

また、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準等は、これまでの北海道ウタリ（アイヌ語で同胞という意味）福祉対策の実施等により着実に向上してきているものの、アイヌの人々が居住する地域においては、他の人々との格差がなお認められるほか、結婚・就職等における差別や偏見の問題が根強く存在しています。

このような状況を踏まえ、法制度を含めた今後のウタリ対策の在り方が検討され、平成9年5月に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定されました。現在、アイヌに関する総合的かつ実践的な研究、アイヌ語を含むアイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及・啓発が図られています。

### イ 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、アイヌの人々に対する偏見や差別意識の解消を図るために、その固有の文化や伝統に対する正しい理解と認識を深め、アイヌの人々の人権を大切にする教育を推進することが求められます。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- 1 アイヌの人々に関する問題は、北海道に住む人たちだけの問題ではなく、国民一人一人の問題であることを認識できるようにする。
- 2 アイヌの人々に関する問題については、社会科等で取り上げられている内容を踏まえ、基本的人権の尊重の観点から教育を推進するとともに、教職員の研修の充実を図る。

## 〔外国人〕

### ア 現状と課題

我が国では、国際化の進展に伴い、全国的に在留する外国人が増加し、その国籍も多様化する傾向にあります。

このため、言語や習慣、文化の違いにより相互理解が十分でないなどの理由で様々な問題が発生しています。

このような中、国籍、民族、文化、価値観などの異なる人々が、互いを理解し、尊重しながら共に生きていける「多文化共生社会」づくりを推進することなどを目的として、宮崎県では、平成17年に「宮崎県国際化推進プラン」を策定しました。

今後は、このプランを基本として、外国人の人権を擁護し多文化共生社会を実現するために、国際交流・協力団体等と連携しながら、外国の文化や習慣等についての正しい理解を深め、国際親善、国際協力の精神を培う教育を推進することが求められています。

### イ 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、これからの国際社会に生きる幼児児童生徒が、外国人や外国の文化に親しみをもち、正しく理解し、共によりよい社会を形成していこうとする態度の育成が求められます。

そのため、国際化の著しい進展を踏まえ、異なる習慣・文化、価値観をもった人々と共に生きることの大切さを理解させる必要があります。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- 1 外国人の幼児児童生徒が集団生活に適應したり、自らの思いを表現したりできるように日本語指導を含めた支援を充実する。
- 2 外国人の幼児児童生徒が能力や適性を十分に発揮し、自己実現を図ることができるように、保護者や関係機関と連携し、適切な進路指導を行う。
- 3 外国人の幼児児童生徒が日本で暮らしている社会的背景及び関係する国の歴史や文化・習慣について理解が深まるような学習を推進する。
- 4 国際化の著しい進展を踏まえ、教育活動全体を通じて、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化をもった人々と共に生きていく態度を育成する。

## 〔H I V感染者等〕

### ア 現状と課題

H I V感染者やエイズ患者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできました。そのことが原因となって、医療現場における診療拒否や無断検診のほか、採用拒否や職場解雇、入学（入園）や登校（登園）の拒否、アパートへの入居拒否・立ち退き要求、公衆浴場への入場拒否など、社会生活の様々な場面で人権侵害となって現れています。そのため、感染者や患者の多くが不安や苦しみを明らかにできない現状があります。

そこで、基本的人権尊重の観点から、すべての人の生命の尊さを広く伝えるとともに、H I V感染者やエイズ患者との共存・共生に関する理解を深めることが求められます。

宮崎県においては、平成11年に「宮崎県感染症予防計画」を策定し、エイズ予防キャンペーンや専用電話「エイズホットライン」による相談事業等により、差別や偏見をなくすための正しい知識の普及・啓発に取り組んでいます。

今後は、最新の情報に基づく正しい知識や予防の普及を通じて、H I V感染者やエイズ患者に対する偏見の払拭を図るとともに、感染者・患者等の思いや願いに学び、共に生きる態度や行動力を育むための教育の推進が求められています。

### イ 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、H I V感染者やエイズ患者に対する偏見や差別意識を払拭するために、エイズ教育（性教育）の推進を通じて、発達段階に応じて正しい知識を身に付けさせることが必要です。そのためには、正しい理解を図るための教材開発や教職員の研修を充実することが大切です。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- 1 H I V感染等について正しく理解するとともに、差別や偏見の実態を正しくとらえ、共に生きる社会を築こうとする態度や実践力を高める学習に努める。
- 2 幼児児童生徒の家族にH I V感染者・エイズ患者がいたり、H I Vに感染している幼児児童生徒が在籍したりしている場合には、差別や偏見に傷つき、苦しんだり悩んだりすることがないように配慮する。
- 3 養護教諭や関係機関との連携を図りながら、エイズ教育（性教育）の指導の充実に努める。

## 〔ハンセン病患者・元患者等〕

### ア 現状と課題

平成13年5月11日にハンセン病患者・元患者等に対する国の損害賠償責任を認める熊本地裁判決が下されました。これが大きな契機となって、ハンセン病問題の重大性が改めて国民に明らかにされ、国によるハンセン病患者・元患者等に対する補償や、名誉回復及び福祉増進等の措置が図られました。しかし、療養所入所者の多くは、強制隔離の期間が長期に及んだことや高齢化、社会の差別や偏見が存在することなどにより、社会復帰が困難な状況にあります。

宮崎県においては、講演会の開催や小・中・高校生等を対象とした療養所訪問事業などにより、ハンセン病患者・元患者等に対する正しい理解を図るとともに、本県出身者の社会復帰に向けての関係機関との支援体制づくりに努めています。

今後は、ハンセン病患者・元患者等について正しく理解し、患者等に対する偏見の払拭を図るとともに、患者等の思いや願いに学び、共に生きる態度や行動力を育むための教育の推進が求められます。

### イ 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、ハンセン病に対する偏見や差別意識を解消し、ハンセン病患者・元患者等に対する正しい理解が深まるような学習が求められます。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- 1 ハンセン病患者・元患者等の話を聞いたり、施設への訪問をしたりするなど、ハンセン病や患者等に対する正しい理解を深め、偏見や差別意識を解消していく態度や実践力を高める学習を行う。
- 2 国の政策や判決等の学習だけに終わることなく、ハンセン病患者・元患者等と共に生きる社会の実現を目指す態度の育成を図る。

## 〔犯罪被害者等〕

### ア 現状と課題

現代社会においては、殺人や傷害などの生命、身体に対する犯罪行為が多発しています。こうした犯罪行為により、犯罪被害者やその家族は直接的な被害だけでなく、入院生活をしたり、働き手を失ったりすることによる経済的被害や、マスコミの行き過ぎた取材や報道などで受ける精神的被害など二次的被害といわれる様々な被害を受け、それまでの人生が一変することがあります。

このような状況の下、近年、我が国では犯罪被害者等の人権への配慮と保護に対する社会的関心が高まり、平成16年12月には犯罪被害者等の権利と犯罪被害者等に対する配慮と保護を図るための「犯罪被害者等基本法」が成立しました。

宮崎県では、平成16年4月に設立された「社団法人宮崎犯罪被害者支援センター」が、犯罪被害者等支援についての広報啓発を行っています。また、専門的な研修を受けた支援活動員による電話相談や面接相談、病院、裁判所等への付き添い、カウンセリングや法律相談の仲介など、個々の犯罪被害者等に応じたきめ細かな支援を行っています。

今後は、「犯罪被害者等基本法」をはじめとした関係法を適切に運用しながら、犯罪被害者等のニーズを踏まえた支援活動を行っていく必要があります。また、犯罪被害者等がおかれている立場を踏まえ、関係機関・団体と連携して、社会全体で支えていこうとする態度を育むための教育の推進が求められます。

### イ 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、犯罪被害者等が精神的被害や経済的被害など様々な苦しみを負っていることを理解させるとともに、犯罪被害に対する周囲の人からの差別や偏見、マスコミによるプライバシーの侵害など様々な問題について認識を深めさせることが必要です。

指導においては、以下の点について配慮することが必要です。

- 1 犯罪被害者等の立場を十分配慮した上で、慎重に学習が進められるようにする。
- 2 法の整備や犯罪被害者等の支援の必要性に関する意識の高まりなどについて、調査したり、まとめたりする機会を設けることにより、犯罪被害者等の思いや願いを十分に理解できるようにする。

## 〔インターネットによる人権侵害〕

### ア 現状と課題

近年、各学校（園）や各家庭・個人でのインターネットの利用の機会が増加しています。インターネットは、様々な事柄を調べることができると同時に、だれでも自由に情報の受発信ができ、世界とつながることができる便利な側面をもっています。

しかし、インターネットによる情報の受発信の容易性や匿名性から、電子掲示板やチャット等を利用した誹謗中傷による個人の名誉の毀損や差別を助長する表現の掲載、少年犯罪者の実名や顔写真の掲載、個人情報流出など、人権侵害にかかわる情報モラルの問題が数多く発生しています。また、有害情報を掲載している携帯サイト等が原因で幼児児童生徒が犯罪に巻き込まれたり、少年自身が犯罪を犯したりする事件も増加の傾向にあります。

このようなインターネットによる人権侵害や犯罪の増加に伴って、それぞれの人権を守るために、平成14年5月には「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任法）が施行されました。この法律は、インターネットによって自己の権利を侵害されたとする人が、関係するプロバイダ等に対し発信者の情報の開示を請求できるものです。

宮崎県においては平成16年4月に「宮崎県個人情報保護条例」、また、国においては平成17年4月に「個人情報の保護に関する法律」が施行され、個人の情報や権利が守られるような制度が整備されました。

しかし、インターネット等による人権侵害は後を絶ちません。今後、インターネット利用者やプロバイダ等に対して、個人のプライバシーや人権を守るための研修や啓発がますます重要になってきます。

また、このようなインターネットによる人権侵害を防ぐには、利用者一人一人が他の人の人権を侵害しないよう個人の人権意識を高めるとともに、インターネットについての正しい知識を身に付けるような学校（園）での指導が求められます。

さらに、教職員は、常に幼児児童生徒の様々な個人情報にかかわっていることを認識するとともに、取り扱う際には細心の注意を払う必要があります。

### イ 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、情報化推進リーダーの下、職員研修を実施し、インターネットを活用した教育の充実を図るとともに、幼児児童生徒一人一人に対する情報モラルの指導の徹底が重要となってきます。

指導においては、以下の点について配慮することが必要です。

- 1 インターネットの情報モラルに関する指導について、指導体制を見直すとともに、教育課程や指導計画に位置付け、組織的・計画的に実施する。
- 2 情報に関する内容を取り扱う教科等で、情報の収集・発信における個人の責任や情報のモラルについて理解を図る。
- 3 インターネット利用上のルールやマナーについて、学校（園）・学級だよりや参観日等の様々な場面を通して、家庭・地域社会への啓発に努める。



## 〔性的少数者〕

### ア 現状と課題

性的少数者に関しては、心の性と体の性との食い違いに悩む人々（性同一性障がい）や同性愛の人々に対する周囲の無理解や差別的扱いなどの問題があり、これらの人々に対する差別的扱いについては、不当であるという認識が広まっています。

そこで、特に性同一性障がいについては、平成16年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の要件を満たした場合、家庭裁判所の審判を経て、戸籍上の性別を変更できるようになりました。また、地方自治体の中には性同一性障がいに悩む人々への配慮から、「各種の申請書類から可能な限り性別欄を削除する」という動きも出てきました。

### イ 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、性的少数者の人権を守るために、性に対する多様な在り方を認識し、理解を深めていくことが必要です。人はそれぞれ外見も考え方も違います。しかし、その違いを理由に差別されたり、偏見をもたれたりすることが少なくありません。これからは、このような違いも個性としてとらえ、互いに認め合うことの大切さを様々な場で指導していく必要があります。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- 1 性的少数者に対する周囲の無理解や差別的扱いなどの問題を人権問題として認識することができるようにする。
- 2 性的少数者として悩んでいる幼児児童生徒がいる場合には、その悩みを十分に受け止め、偏見や中傷に傷つき、苦しんだり悩んだりすることがないように配慮する。その際、プライバシーには十分配慮し、保護者や他の教職員、関係機関とも連携を図る。

## 〔刑を終えて出所した人〕

### ア 現状と課題

刑を終えて出所した人やその家族に対しては根強い偏見や差別意識があります。刑を終えて出所し社会復帰を目指す人たちは、本人に真摯な更生の意欲があっても、就職に際して差別されたり、住居等の確保ができなかったりするなど、現実はいわゆる厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人が、社会の一員として円滑な生活を営むためには、本人の強い更生意欲や努力とともに、家族・職場・地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせません。

### イ 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、家庭・地域社会や行政機関とも連携を図り、刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別意識を解消していくための教育を推進する必要があります。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- 1 刑を終えて出所した人の更生のために、プライバシーを保護し、社会から排除しないという考え方に立つようにする。
- 2 幼児児童生徒の中で、刑に服している人や刑を終えて出所した人が家族にいる場合には、差別や偏見に傷つき、苦しんだり悩んだりすることがないように配慮する。

## 〔拉致被害者等〕

### ア 現状と課題

北朝鮮当局による日本人の拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関する重大な問題です。

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明になりました。日本の当局による捜査・調査の結果、これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起してきました。そして、平成14年9月の日朝首脳会談において、北朝鮮は、初めて日本人の拉致を認め、謝罪しました。同年10月に5名の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者について、北朝鮮当局は、いまだ問題の解決に向けた具体的な行動をとっていません。

政府は、平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定し、拉致問題等に関する国民世論の啓発について国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（12月10日から16日まで）を定め、国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深める取組を行っています。さらに、平成23年4月の閣議で「人権教育・啓発に関する基本計画」が一部変更され、新たに「北朝鮮当局による拉致問題等」の事項が同基本計画に盛り込まれました。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、今後は国民の関心と認識を深めることが求められています。

本県も政府認定の拉致被害者1名、北朝鮮に拉致された疑いがある「特定失踪者」4名（本県出身）の拉致の現場となっている。

### イ 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、児童生徒の発達の段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進することが重要です。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- 1 児童生徒の発達の段階を考慮して、社会科や道徳の時間、学級活動、ホームルーム活動等と関連づけた指導を行い、拉致問題等についての理解を深めることができるようにする。
- 2 拉致問題等に関する学習を通して、児童生徒に人権の意義や重要性について理解を深めさせるとともに、様々な人権問題について関心が高まるように配慮する。
- 3 拉致問題啓発ビデオ「めぐみ」等の政府が作成した資料を活用することにより、人権侵害を受けた人や家族の立場に立って理解できるようにし、拉致問題等の解決に関心をもとうとする態度を育てる。
  - ・ 社会科や道徳の時間、ホームルーム活動等での視聴。
  - ・ 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（12月10日から16日まで）における視聴 等

## 〔その他〕

### ア 現状と課題

現代社会においてはこれまで述べてきた問題以外にも、個人情報に関する問題、ホームレスに対する人権侵害の問題など、様々な人権に関する問題が存在しています。今後、社会の急速な変化の中で、さらに新たな人権問題が発生してくる可能性があります。

### イ 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、様々な人権問題を看過することがないようにそれぞれの問題の現状と課題を把握し、差別や偏見をなくし、一人一人の人権が尊重されるよう、状況に応じた教育を推進することが求められます。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- 1 人権侵害を受けた人の立場に立つことができる想像力や共感的に理解する力を培うようにする。
- 2 法の整備や人権擁護に関する国民の意識の高まりに関心をもち、人権上の問題について理解しようとする態度を育てる。